

企画課監査指導室

1 平成23年度における障害保健福祉行政事務指導監査について

(1) 障害者自立支援法等に基づく指導監査

都道府県においては、障害者自立支援法等に基づく指導監査は、「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」、「自立支援給付支給事務等の市町村の指導について」及び「障害者支援施設等に係る指導監査について」（平成19年4月26日障発第0426001号、第0426002号、第0426003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を参考とし、適切な指導監査の実施をお願いしたい。

また、指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の実施にあたって、法令・基準の遵守と適切なサービス提供などに重点を置いた指導を実地に行うとともに、管内市町村に対しては、適切な支給決定に重点を置いた指導をお願いしたい。

さらに、近年、指定障害福祉サービス事業者の不正受給等による指定取消等や障害者に対する虐待に係る事件が報道されているが、これらはサービスの根幹を揺るがすとともに、人権に関わる問題であるので、これら情報が寄せられた場合には、関係機関との連携のもと機動的かつ適切に対応するようお願いしたい。

(2) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査

ア 基本方針

都道府県においては、指導監査は、「特別児童扶養手当市町村事務取扱準則」（昭和50年8月13日児発第532号の2厚生省児童家庭局長通知）及び「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領」（昭和48年10月31日児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知）を踏まえて実施するとともに、「特別児童扶養手当等支給事務指導監査の実施について」（平成12年6月21日障第488号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）の別紙「特別児童扶養手当等支給事務監査要綱」を参考として、適正な指導監査の実施をお願いしたい。

また、地方事務所等に指導監査を委任等している都道府県にあつては、監査マニュアルの作成、これらに関する研修を行うこと等により、監査担当職員の資質の向上、統一的な指導監査の実施をお願いしたい。

イ 平成23年度指導監査の重点事項等

(ア) 特別児童扶養手当について

① 適正な障害程度の認定

障害程度の認定について、平成 14 年 3 月 28 日障発第 0328009 号厚生省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三における障害の認定要領」に基づく的確な認定をお願いしたい。

② 適正な請求書受理事務

認定請求書の受理事務について、診断書、身体障害者手帳又は療育手帳の写の添付及び住民票の写・戸籍謄本等の確認、関係機関への照会、公的年金受給権の確認の徹底をお願いしたい。

③ 支給要件等の審査の徹底

支給要件の審査に当たり、生計維持（同一）関係については、戸籍及び住民票により確認し、所得状況については課税台帳等により確認することとし、また、障害程度の変動による手当額の改定に当たっては、診断書等の資料に基づく適正な処理をお願いしたい。

(イ) 特別障害者手当等について

① 適正な障害程度の認定

障害程度の認定状況をみると、医学的・専門的判断が必要であるにもかかわらず、嘱託医等の意見を求めずに認定が行われている等の事例が認められるので、昭和 60 年 12 月 28 日社更第 162 号厚生省社会局長通知「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」に基づく的確な認定をお願いしたい。

② 適正な所得審査

所得額の把握については、税務担当部署との緊密な連携等による的確な所得審査をお願いしたい。

③ 現況調査等の徹底

受給資格について、社会福祉施設等への入所の有無、3 か月を超える入院の状況、死亡等を的確に把握するため、市町村、福祉事務所等の関係機関と連絡を密にして、十分な調査確認が行われるよう指導するとともに、受給資格者の資格喪失に係る届出義務について周知徹底をお願いしたい。

(3) 精神科病院に対する実地指導

各都道府県及び各指定都市におかれては、毎年度、管下の精神科病院に対する実地指導等の実施により、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）の適正な運用の推進にご尽力いただいているところである。

厚生労働省においても、各都道府県等に対し精神保健福祉法に関する行政事務指導監査を実施し、併せて都道府県等の精神科病院に対する実地指導の検証を行っているところである。

平成21年度の指導監査の結果を見ると、下記のように法律上適正を欠く事例が認められるとともに、都道府県等の精神科病院に対する指導が必ずしも十分ではないと思われる状況も見受けられた。

これらに適切に対応するため、福祉及び医療の各関係部局が連携した対応を図るとともに、「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」（平成10年3月3日障第113号、健政発第232号、医薬発第176号、社援第491号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、健康政策局長、医薬安全局長、社会・援護局長通知）等に基づく、適正かつ効果的な実地指導を実施し、人権に配慮した適正な精神医療の確保及び入院者の適切な処遇の確保を図られたい。

- ・ 指定病院の基準を満たしていない
- ・ 新規措置入院者の入院3か月の実地審査が不十分
- ・ 措置入院患者の定期病状報告、医療保護入退院届けの遅延、未提出あり

2 平成23年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等について

(1) 障害者自立支援法に基づく指導監査

厚生労働省における障害者自立支援業務実地指導は、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの給付事務等の状況、都道府県が行う障害福祉サービス事業者等の指定事務及び指導監査並びに市町村に対する助言等の状況を対象として実施する。

また、都道府県が行う市町村に対する指導助言等の実施状況等を確認するため、市町村において支給事務等の実地検証を行うこととしている。

なお、障害者自立支援業務実地指導については、（別紙）により実施することとしているので、特段のご協力をお願いしたい。

(実地指導等の主な項目)

○ 都道府県

- ア 都道府県における指導体制及び指導実施状況
- イ 市（区）町村に対する指導状況等
- ウ 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査状況等
- エ 指定障害福祉サービス事業者等の指定事務等
- オ 自立支援給付支給事務等の事務処理状況
- カ 障害福祉計画に関すること
- キ 地域生活支援事業に関すること
- ク 工賃に関すること

○ 市（区）町村

- ア 自立支援給付支給事務等の事務処理状況
- イ 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査状況
- ウ 障害福祉計画に関すること
- エ 地域生活支援事業に関すること

(2) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務に関する指導監査

厚生労働省における特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務に関する指導監査は、特別児童扶養手当支給事務の実施状況、特別児童扶養手当提出事務に係る市（区）町村への指導監査の実施状況及び特別障害者手当等支給事務に係る管内実施機関への指導監査実施状況を対象として実施する。

また、市（区）においては、特別児童扶養手当提出事務及び特別障害者手当支給事務に係る実地検証を行うこととしている。

なお、特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務に関する指導監査については、(別紙)により実施することとしているので、特段のご協力をお願いしたい。

(指導監査の項目)

○ 都道府県

- ア 特別児童扶養手当支給事務実施状況
- イ 特別児童扶養手当提出事務に係る市（区）町村への指導監査実施状況
- ウ 特別障害者手当等支給事務に係る管内実施機関への指導監査実施状況

○ 市（区）

ア 特別児童扶養手当提出事務の処理状況

イ 特別障害者手当等認定支給事務の処理状況

（３）精神保健福祉法関係行政事務指導監査

ア 指導監査の実施について

厚生労働省が都道府県・指定都市を対象に実施している精神保健福祉法関係行政事務指導監査については、平成２３年度においても公衆衛生関係行政事務指導監査として、（別紙）の計画により実施することとしているので、対象都道府県等にあつては、特段のご協力をお願いしたい。

また、平成２３年度も当該指導監査の際に、精神科病院入院者の人権確保、適正な医療及び保護の観点から、精神科病院に対する実地指導の実地検証を併せて行う場合があるので、指導監査が円滑に実施できるように特段のご配慮をお願いしたい。

イ 提出資料の作成等について

指導監査の実施に当たっては、毎年度、都道府県等における事業の実施状況について事前に資料の提出をお願いしているところであり、提出資料の作成に当たっては、期限（指導監査実施時期の６０日前）までに提出されるようお願いする。

精神科病院の実地検証を行う都道府県等にあつては、事前資料を確認し実地検証を行う病院を決定するので、検証病院の資料については指導監査実施時期の３０日前までには提出されるよう併せてお願いする。

なお、「厚生労働行政総合情報システム」（<http://www.wish.mhlw.go.jp/>）に平成２３年度の提出資料の様式を掲載することとしているので活用されたい。

ウ 指導監査重点事項について

平成２３年度の指導監査においては、以下の事項を重点事項として実施することとしている。

(ア) 精神科病院の状況

(指定病院の指定基準の遵守状況、病床の利用状況、医療従事者の充足状況)

(イ) 精神科病院の実施指導及び実地審査状況

(実地指導・実地審査要綱等の整備状況、実地体制及び実施状況、結果の処理状況、措置入院者・医療保護入院者に対する実施状況、医療監視部局との連携状況)

(ウ) 措置入院及び医療保護入院に係る事務処理状況

(通報等に対する調査・診察等の状況、移送手続きの状況、要措置者の入院先の選定状況、定期病状報告の状況、緊急措置入院の状況、費用徴収の状況、医療保護入退院届出の状況、応急入院の状況、特例措置の状況)

(エ) 精神医療審査会の状況

(審査会の開催・運営状況、退院請求・処遇改善請求等の処理状況)

(オ) 精神医療費の公費負担事務処理状況

(連名簿・診療報酬明細書の審査点検状況)

(カ) 精神科病院に対する実地指導等の実地検証

障害者自立支援業務実地指導実施計画（案）

実施期間	自治体名	備考
別途通知する。	(都道府県) [15] 岩手県 宮城県 群馬県 東京都 山梨県 岐阜県 愛知県 奈良県 和歌山県 広島県 徳島県 香川県 佐賀県 大分県 沖縄県	(注) 市(区)町村の選定については、後日通知するものとする。

特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査実施計画(案)

実施期間	自治体名	備考
別途通知する。	(都道府県) [17] 山形県 福島県 栃木県 群馬県 埼玉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 静岡県 山口県 香川県 愛媛県 福岡県 宮崎県 鹿児島県	(注) 市(区)の選定については、後日通知するものとする。

公衆衛生関係行政事務指導監査実施計画（案）

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係)

実施期間	自治体名	備考
別途通知する。	(都道府県) [16] 北海道 群馬県 千葉県 東京都 石川県 長野県 岐阜県 静岡県 滋賀県 奈良県 和歌山県 岡山県 香川県 佐賀県 大分県 沖縄県 (指定都市) [7] 札幌市 さいたま市 千葉市 新潟市 大阪市 神戸市 岡山市	(注) 精神科病院の実地検証を併せて実施する自治体については、追って連絡することとしている。